

京都市職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市規則第108号

京都市職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則

京都市職員の兼職及び併任に関する規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表文化市民局地域自治推進室長の項中「文化市民局地域自治推進室長」の右に「及び同室マイナンバー・業務改革推進担当部長」を加え、同表文化市民局地域自治推進室市民窓口企画課長及び同室郵送請求担当課長の項中「同室郵送請求担当課長」を「同室戸籍・住基事務センター担当課長」に改め、同表文化市民局地域自治推進室市民窓口係長の項中「文化市民局地域自治推進室市民窓口係長」の右に「及び同室担当係長（戸籍及び住民基本台帳に関する事務の統轄に関する事務に従事する者に限る。）」を加え、同条第3項中第8号を第9号とし、第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 戸籍に関する届出事件の処理及び当該処理に伴う戸籍の附票の事務に関すること。

第13条第4項第6号中「第4条第3項第3号」を「第4条第3項第4号」に改める。

第15条第1項中「、障害難病支援係長及び保健師」を「及び障害難病支援係長並びに担当係長及び保健師であって本務として命じられたもの」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)